

工商総局 企業登記全プロセス電子化業務を推進することに関する意見

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

工商総局は2017年4月10日に「企業登記全プロセス電子化業務を推進することに関する意見」(工商企注字[2017]43号、以下「本意見」)を公布しました。本意見では、2017年年末までにすべての業務及び企業類型に適用できるオンライン登記システムをオープンし、企業の登記業務をオンライン化することを発表しています。商事制度改革を深化し、より便利なサービスを企業に提供することを狙いとしています。

1. 政策の背景

企業の手続を利便化するため、国務院は2015年4月に「中国(上海)自由貿易試験区の改革開放を更に深化する方案の印刷・発行に関する通知」(国発[2015]21号)を公布し、電子営業許可と企業登記の全プロセス電子化パイロットをスタートさせました。

その後、国務院弁公庁は2016年6月に「『五証合一、一照一碼』登記制度改革促進の加速に関する通知」(国弁発[2016]53号、以下53号通知)を公布、全面的な「三証合一」(図表1ご参照)の展開を踏まえ、更にビジネス環境を最適化すべく「社会保険登記証」と「統計登記証」も統合する「五証合一」の実施を発表しました。53号通知により、全プロセス電子化登記、オンライン・オフライン一体運行が更に推進されることとなりました。

さらに2016年9月には、国務院より「『インターネット+政務サービス』業務を加速して推進することに関する指導意見」(国発[2016]55号)が公布されました。55号通知の公布によって、企業の登録登記や、年度報告、変更抹消、項目投資、生産経営、商標特許、税金処理、安全生産に関わる各サービス事項に対し、受付、処理、フィードバックをオンラインで行うことを推進し、行政サービスの利便化を進める方針が発表されました。

本意見は、上述の政策を踏まえ、各地の政策パイロット経験をもとに、企業登記の全プロセス電子化を全面的に展開し、各類型企業の設立や、変更、備案、抹消などの登記業務をオンライン化すること、条件に合致する一部のエリアにおける段階的なペーパーレス化を実行することを発表しています。

【図表1】「三証合一」と「五証合一」の内容



2. 政策の内容

本意見において、企業登記全プロセス電子化の具体的な業務、方向性が示されています。詳細は下記図表2をご参照ください。

【図表2】 企業登記全プロセス電子化の具体業務

大項目	小項目
<p>登記プロセス 規範の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全プロセス電子化登記管理システムを通じて登記業務の申請手続を行う場合、申請人はシステムの提示に基づいてユーザー登録を行い、オンラインで登記情報を入力し、オンライン署名もあわせて提出する。登記機関は、申請人が提出した資料に対して審査を行った後、オンラインで確認・参照・ファイルの格納を行った上で、企業の関連情報を公示する。 ▶ ペーパーレスの全プロセス電子化登記を選択する場合、申請人は登記窓口で紙ベースの申請資料を提出する必要はない。 ▶ 各地当局は企業の全プロセス電子化登記の開通と同時に、窓口登記サービス等の方式も提供しなければならない。 ▶ 異なる方式の企業登記申請であっても、すべて電子営業許可証を作らなければならない。申請人は電子営業許可証の取得と同時に、紙ベースの営業許可証取得も選択することができる。
<p>業務システム 構築の加速化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2017年10月末までに、各地の登記機関は全区域、全類型、全過程の企業のオンライン登記システムを開通させなければならない。 ▶ 自然人の登録を行うには、真実かつ正確な姓名、身分証明、携帯電話番号、写真等の情報を提出しなければならない。システムは、合法で有効な身分認証システムとオンラインで比較対象する方式を採用し、自動確認を実現する。法人、その他組織の登録を行うには、单位名称、身分証明、法定代表人(責任者)等の携帯電話番号などの情報を提出しなければならない。システムは国家法人庫あるいは国家企業信用信息公示システムプラットフォームを通じて情報を取得し、自動確認を実現する。上述の方式で確認が行えない場合、申請人はシステムを通じて電子データ形式で身分証明資料を提出することで対応できる。 ▶ 全プロセス電子化登記方式で申請した場合、資料の署名人は提出した電子申請資料上に電子署名も行わなければならない。
<p>電子個人情報 管理の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ いかなる技術手段で収集したデータかを問わず、総局が公布した企業登記の「申請文書規範」等の要求に基づいて、電子ファイルを作成しなければならない。 ▶ 全プロセス電子化登記を通じて、企業が登録機関を変更する必要がある場合、従来の登録機関はその電子ファイルを遅滞無く変更後の登録機関に引渡し、紙ベースのファイルがある場合は併せて引渡さなければならない。
<p>情報公示と信用 監督管理の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 登記の審査を通過した企業に対し、登記機関は企業情報公示関連規定に基づき、企業基本情報と電子営業許可証を国家企業信用信息公示システムにて公示する。 ▶ 全プロセス電子化登記の手続中において、虚偽の身分や虚偽の資料(文書)などを提供する等、悪意をもった行為は、法に則って処理され、関連人員は全プロセス電子化登記の手続が制限される。他人の身分証の不正利用、或いはオンラインで他人の身分・署名を不正取得して登記を行った場合も、法に則って処理する。

3. 企業への影響

国家工商総局が本意見を公布した数日後に、同じく工商局より「企業電子営業許可書を全面的に推進するに関する意見」(工商企注字[2017]47号)が公布され、各地域の工商部門及び市場監管部門が2017年ま

で電子営業許可書を発行できるよう準備すべきこと、電子営業許可書の相互通用及び相互識別を段階的に実現することなどを発表しています。

企業登記電子化が正式に展開されることにより、企業は工商局窓口で紙ベースの資料を提出する必要がなくなり、オンラインで登記手続を済ませることができるようになるため、事務負担軽減につながります。また、工商局も資料を審査する際の効率化が図れます。

企業登記全プロセス電子化の運用における、各業務手続には未確定な部分もあり、今後明らかになってくる詳細手続が注目されます。引続き、関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">工商总局</p> <p style="text-align: center;">关于推行企业登记全程电子化工作的意见</p> <p>各省、自治区、直辖市及计划单列市、副省级市工商行政管理局、市场监督管理部门：</p> <p>为进一步提高企业登记管理的便利化、规范化、信息化水平，根据《国务院关于印发注册资本登记制度改革方案的通知》(国发〔2014〕7号)、《国务院关于加快推进“互联网+政务服务”工作的指导意见》(国发〔2016〕55号)精神，现就推行企业登记全程电子化工作，提出以下意见。</p> <p>一、总体要求</p> <p>(一) 指导思想。</p> <p>按照党中央、国务院深化商事制度改革的决策部署，以工商注册制度便利化为主题，持续推进简政放权、放管结合、优化服务，最大程度利企便民，让企业和群众办事更方便、更快捷、更高效，激发企业创新创业活力，共享“互联网+政务服务”发展成果。</p> <p>(二) 工作目标。</p> <p>以企业登记全程便捷、高效、利民为目标，在保留窗口登记的同时，2017年10月底前开通涵盖所有业务、适用所有企业类型的网上登记系统，实现各类型企业的设立、变更、备案、注销等各个业务环节均可通过互联网办理，有条件的地方逐步实施无纸全程电子化登记。</p> <p>(三) 基本原则。</p> <p>1. 统筹规划。充分利用已有资源设施，按照总局统一标准规范要求，在当地党委政府的领导下，加强集约化建设，统筹考虑窗口登记、全程电子化登记和电子营业执照建设的需要，建立符合全程电子化登记要求和特点的企业登记流程，做好现有企业登记系统的升级改造。</p> <p>2. 问题导向。从解决群众反映强烈的办事难、办事慢、办事繁等问题出发，简化办事流程，建立完善企业全程电子化登记</p>	<p style="text-align: center;">工商総局</p> <p style="text-align: center;">企業登記全プロセスの電子化業務を推進することに関する意見</p> <p>各省、自治区、直辖市及び計画単列市、副省級市工商行政管理局、市場監督管理部門</p> <p>企業登記管理の利便化、規範化、情報化レベルをさらに高めるため、「國務院 登録資本登記制度改革プランを公布することに関する通知」(国発〔2014〕7号)、「國務院『インターネット+政務サービス』業務を加速して推進することに関する指導意見」(国発〔2016〕55号)の主旨に基づき、ここに企業登記の全プロセス電子化業務の推進について以下の通り意見を提出する</p> <p>一、总体要求</p> <p>(一) 指導思想</p> <p>党中央や、國務院による商事制度改革の深化についての方針決定に基づき、工商登記制度の利便化をテーマとし、政務簡素化と権限委譲を引続き推進し、開放と管理を結合し、サービスを最適化し、企業及び人民にさらに便利で、スピーディで、効率的なサービスを提供するため、企業の刷新創業の活力を発掘し、「インターネット+政務サービス」の発展成果を共有する。</p> <p>(二) 業務目標</p> <p>企業登記の全プロセスが、迅速、高効率、人民の利益となることを目標とし、窓口登記を保留すると同時に、2017年10月末までにすべての業務を開始し、すべての企業類型にオンライン登記システムを適用し、各類型企業の設立や変更、備案、抹消等、各業務プロセスの手続のインターネット化を実現する。条件に合致する地域は、段階的にペーパーレスの全プロセス電子化登記を実施する。</p> <p>(三) 基本原則</p> <p>1. 総合的に企画する。既存の資源施設を十分に利用し、総局の統一基準に基づいて要求を規範化する。当地の党委政府の指導のもとに、集約化の確立を強化する。窓口登記、全プロセス電子化登記、電子営業許可証の確立の需要を総合的に考慮し、全プロセス電子化登記の要求及び特徴に合致する企業の登記プロセスを確立する。現行の企業登記システムについてもグレードアップを行う。</p> <p>2. 問題の方向付け。人民群眾より反映された強烈な手続の困難、遅延、煩雑さ等の問題を解決するため、手続プロセスを簡素化し、企業の全プロセス電子化登記管理システムを完備・確</p>

管理系统，为申请人提供渠道多样、业务全面、简便易用的企业登记服务。不得向企业收取任何费用，不得增加企业负担。

3.便捷高效。充分利用电子化、网络化的优势，通过申请人外网申请-工作人员内网审核-审核结果外网反馈运行模式，实现企业全程电子化登记。现阶段，为方便企业办事，尊重企业的办事途径选择权利，申请人可自主选择窗口登记或全程电子化登记方式。

4.安全可靠。利用合规技术手段，保障全程电子化登记安全可信、稳定可靠。规范企业电子登记档案的采集、加工、存储和管理，确保电子档案的真实、完整、有效。

二、工作任务

(一) 构建登记流程规范。

1.优化登记流程。通过全程电子化登记管理系统申请办理登记业务的，申请人按系统提示进行用户注册、网上填报登记信息、网上签名提交，登记机关对申请人提交的材料进行审查后网上核准、发照、归档并予以公示企业相关信息。选择无纸全程电子化登记的，申请人无需到登记窗口提交纸质申请材料。

2.统一文书规范。按照法律法规等相关规定，从方便企业办事、简化登记手续出发，总局组织修订企业登记《申请文书规范》和《提交材料规范》，各地按照总局公布的有关规范进行系统改造，整合优化填报内容，方便企业使用，兼顾考虑窗口登记、全程电子化登记的需要。

3.多种登记方式并行。充分考虑企业登记申请的便利性，各地在开通企业全程电子化登记的同时，仍然提供窗口登记服务等方式。不同方式申请企业登记的，都应生成电子营业执照。申请人在获得电子营业执照的同时，也可以选择领取纸质营业执照。

4.利用信息化手段辅助审查。登记机关要充分利用信息化技术完善网上登记系统功

立する。申請人に多様なルートを提供するために、業務全面で、簡単な、使いやすい企業登記サービスを提供する。企業からいかなる費用も徴収してはならず、企業の負担を増やしてはならない。

3. 利便化、高速化、高効率化。電子化、インターネット化の優位点を十分に利用し、外部インターネットでの申請人のオンライン申請→業務人員の内部ネットワークにおける審査→審査結果の外部インターネットによるフィードバックという運行モデルを通じ、企業の全プロセス電子化登記を実現する。現段階では、企業の業務の都合を考慮し、企業の業務処理上の選択権を尊重するため、申請人は登記窓口あるいは全プロセス電子化登記方式を自主的に選択することができる。

4. 安全信頼。合法的な技術手段を利用し、全プロセスの電子化登記の安全性及び安定性を保障する。企業電子登記ファイルの採集、加工、保存及び管理を規範化し、電子情報の真実性、完全性、有効性を確保する。

二、業務任務

(一) 登記プロセス規範の構築

1. 登記プロセスを最適化する。全プロセス電子化登記管理システムを通じて登記業務の申請手続を行う場合、申請人はシステムの提示に基づいてユーザー登録を行い、オンラインで登記情報を入力し、オンライン署名を提出する。登記機関は、申請人が提出した資料に対して審査を行った後、オンラインで確認・参照・ファイルの格納を行った上で、企業の関連情報を公示する。ペーパーレスの全プロセス電子化登記を選択する場合、申請人は登記窓口で紙ベースの申請資料を提出する必要はない。

2. 文書規範を統一する。法律法規等、関連規定に基づき、企業の手続の利便化のために、登記手続の簡素化を開始する。総局組織は、企業登記の「申請文書規範」、「提出資料規範」を改定し、各地は総局が公布する関連規範に基づいて、システムを改造し、記入内容を整備、適正化する。企業の使用を利便化するために、窓口登記と全プロセス電子化登記のニーズを考慮する。

3. 多種の登記方式を併せて実施する。企業登記申請の利便性を十分に考慮し、各地は企業の全プロセス電子化登記の開通と同時に、窓口登記サービス等の方式も提供しなければならない。異なる方式の企業登記申請であっても、すべて電子営業許可証を作らなければならない。申請人は電子営業許可証を取得すると同時に、紙ベースの営業許可証取得も選択することができる。

4. 情報化手段を利用し審査を補助する。登記機関は情報化技術を十分に利用し、オンライン登記システムの機能を完備し

能，以更加智能化手段辅助登记机关对登记申请材料进行形式审查，提高登记效率。申请人对提交材料的真实性、合法性负责。股东与公司、股东与股东之间因工商登记争议引发民事纠纷时，要引导当事人依法向人民法院提起民事诉讼，寻求司法救济。

(二) 加快业务系统建设。

1. 建立企业全程电子化登记管理系统。网上登记是企业全程电子化登记有机组成部分，是企业全程电子化登记的初级阶段。2017年10月底前，各地登记机关要开通全区域、全类型、全环节的企业网上登记系统。已建成企业网上登记系统的，可在原有系统基础上升级改造，逐步实现各种类型企业申请、受理、核准、发照、公示等各环节均通过网上传输电子数据进行无纸全程电子化登记。有条件的地区可以直接建设无纸全程电子化登记系统，不必重复建设网上登记系统。全程电子化登记要与窗口登记无缝衔接，形成线上线下功能互补、相辅相成的政务服务新模式。

2. 规范用户管理。申请人使用企业全程电子化登记管理系统时应当进行在线用户注册。自然人注册应提交真实准确的姓名、身份证件、手机号码、影像等信息，系统采用与合法有效的身份认证系统联网自动比对方式，实现自动确认；法人和其他组织注册应提交单位名称、身份证件、法定代表人（负责人）等有关人员手机号码等信息，系统通过国家法人库或国家企业信用信息公示系统平台获取信息，实现自动确认；无法通过上述方式进行确认的，申请人通过系统以电子数据形式提交主体身份信息材料即可。地方政务服务平台（网上统一身份认证体系）满足上述确认要求的，可对接使用。

3. 实现电子签名。通过全程电子化登记方式申请的，材料签署人应在提交的电子申请材料上电子签名。自然人由其本人签名，法人和其他组织由其法定有权签字人签名。符合电子签名法或具有不可更改不可抵赖的，通过系统在手机、电脑等设备上签名或

なければならない。さらに智能化手段による補助を加えることで、登記効率を高める。申請人は提出資料の真実性・合法性に対して責任を負う。株主と会社、株主と株主の間に、工商登記争議を原因とした民事紛議が発生した場合、当事者が法に則って人民法院に向け、民事訴訟を提起し、司法救済を求めよう導かなければならない。

(二) 業務システム構築の加速化

1. 企業の全プロセス電子化登記管理システムを構築する。オンライン登記は企業全プロセス電子化登記の一部分であり、全プロセス電子化登記の初期段階でもある。2017年10月末までに、各地の登記機関は全区域、全類型、全関節の企業のオンライン登記システムを開通させなければならない。企業オンライン登記システムを既に構築している場合は、従来の巣システムを基礎とし、グレードアップさせることもできる。各類型企業の申請、受理、確認、発行、公示等の各プロセスをすべてオンラインのデータ伝送を通じ実施し、ペーパーレスの全プロセス電子化登記を徐々に実現する。条件に合致する地域は、直接ペーパーレス全プロセス電子化登記システムを構築してもよく、オンライン登記システムを重複して構築する必要はない。全プロセス電子化登記は、窓口登記と緊密に連携し、オンラインとオフラインの機能を補完しあい、相互補完による政务服务の新モデルとならなければならない。

2. ユーザー管理を規範化する。申請人は企業全プロセス電子化登記管理システムを利用する際、オンラインでユーザー登録を行わなければならない。自然人の登録は、真実で正確な姓名、身分証明、携帯電話番号、写真等の情報を提出しなければならない。システムは、合法で有効な身分認証システムとのオンラインでの比較対象方式を採用し、自動確認を実現する。法人、その他組織の登録は、单位名称、身分証明、法定代表人(責任者)等の関連人員の携帯電話番号等の情報を提出しなければならず、システムは国家法人庫あるいは国家企業信用情報公示システムプラットフォームを通じて、情報を取得し、自動確認を実現する。上述の方式で確認が行えない場合、申請人はシステムを通じて電子データ形式で主体の身分情報資料を提出することで対応できる。地方政务服务プラットフォーム(オンライン統一身分認証体系)が上述の確認要求を満たす場合、接続して使用することができる。

3. 電子署名を実現する。全プロセス電子化登記方式で申請した場合、資料の署名人は提出した電子申請資料上に電子署名を行わなければならない。自然人はその本人によって署名し、法人、その他組織はその法的に権利をもった署名者が署名を行う。電子署名法に合致する、あるいは更改不可の場合は、システムを通じて、携帯電話、パソコン等の設備で署名あ

对数据电文进行真实意思表示和确认的，均视为有效电子签名。经申请人电子签名的申请材料，视为符合法定形式。

4. 建立痕迹追溯机制。全程电子化登记管理系统应当采用必要的管理措施和技术手段，实现对用户注册、提交申请、网上签名、受理审核、发照归档等环节产生的数据及操作过程留痕管理，做到可追溯、可查询，确保全程电子化登记各环节安全可信。

5. 创新系统服务模式。全程电子化登记管理系统根据填报内容自动生成整套登记申请材料。各地可按照相关法律法规、数据标准以及登记和监管信息为申请人提供智能填报、查验提醒和移动客户端等服务。

(三) 加强电子档案管理。

1. 电子档案的归集。全程电子化登记形成的原始电子申请材料、登记机关电子审核表单及相关数据库文件、图像等符合法律规定的电子数据即为电子档案，与纸质档案具有同等法律效力。各地要做好电子档案的归集工作，无论采取哪种技术手段采集的数据，都要按照总局公布的企业登记《申请文书规范》等文件要求统一生成电子档案。

2. 电子档案的保存。各地应当加强电子档案管理，要采用合规的安全技术手段，确保电子档案的真实、可信、可靠、完整和可用。积极支持和配合当地档案管理部门档案管理工作，按规定交由当地档案管理部门保管的企业电子档案，本部门档案管理部门也要永久保存该企业电子档案备查。

3. 电子档案的利用。登记机关按照相关规定提供电子档案信息查询，发挥电子档案易于共享的优势，逐步推行电子档案自助查询服务。涉及个人和企业隐私、商业秘密及其它敏感信息要采取有效措施予以保护，涉密信息应当符合国家有关保密安全的要求。

4. 电子档案的迁移。通过全程电子化登记的企业需迁移变更登记机关的，原登记机关应将其电子档案及时移交迁入地登记机

るいはデータ電文に対して意思表示と確認を行えば、すべて有効な電子署名とみなす。申請人より電子署名した資料は、法定形式に合致したものとみなす。

4. トレース体制を構築する。全プロセス電子化登記管理システムは必要な管理措置と技術手段を採用し、ユーザー登録、申請の提出、オンライン署名、審査の受理、発行格納等のプロセスで生まれたデータと操作過程に対し、トレース管理を実現しなければならない。トレース、照会を可能にし、全プロセス電子化登記の各プロセスの安全性・信頼性を確保する。

5. システムのサービスモデルを刷新する。全プロセス電子化登記管理システムは記入内容に基づいて1セットの登記申請資料を自動生成する。各地は、関連の法律法規やデータ基準、登記、監督管理情報に基づき、申請人に知能記入、検査アラーム、モバイルサービスなどを提供する。

(三) 電子ファイル管理の強化

1. 電子ファイルを収集する。全プロセス電子化登記が形成した電子申請資料

登記機関の電子審査表、および関連するデータベース文書、画像等、法律規定に合致するデータを電子ファイルとし、紙ベースのファイルと同様の法律効力を持つものとする。各地は、電子ファイルの収集業務をしっかりと行い、いかなる技術手段で採集したデータも、均しく総局が公布した企業登記「申請文書規範」等の文書の要求に基づいて、統一して電子ファイルを作成しなければならない。

2. 電子ファイルを保存する。各地は、電子ファイルの管理を強化し、合法的な安全技術手段を採用し、電子ファイルの真実性・信頼性・完全性・利用できる状態を確保しなければならない。現地のファイル管理部門のファイル管理業務を積極的に支持、協力し、規定に基づいて、当地のファイル管理部門によって保管された企業電子ファイルは、本部門によって永久に当該企業の電子ファイル調査に備えて保管されなければならない。

3. 電子ファイルを利用する。登記機関は関連規定に基づいて調査のために電子ファイル情報を提供し、電子ファイルの共有の簡易さという優位性を発揮する。電子ファイルの自身での照会サービスを徐々に推進する。個人や、企業のプライバシー、商業秘密、その他取扱いに注意が必要な情報については、有効な措置を採用し、保護されなければならない、国家の関連する秘密保護の要求に合致しなければならない。

4. 電子ファイルを移転する。全プロセス電子化登記を通じた企業が、登記機関の変更を必要とする場合、従来の登記機関は、その電子ファイルを遅滞なく移転後の登記機関に転送しな

关，有纸质档案的一并移交。无法实现数据对接的，移交加盖档案查询印章的电子档案打印件。原登记机关应当继续保存已迁移企业的电子档案数据，确保可追溯、可查询。移交与接收的电子档案应当真实可靠、齐全完整、安全可用。

(四) 加强信息公示和信用监管。

1.及时公示信息。经核准登记的企业，登记机关按照企业信息公示相关规定，对企业基本信息和电子营业执照通过国家企业信用信息公示系统进行公示，全面融入“互联网+政务服务”，推进企业登记基本信息和电子营业执照在部门间互通互认和共享共用。

2.加强惩戒措施。对全程电子化登记过程中提供虚假身份、提交虚假材料（文件）等恶意行为，依法进行查处并限制相关人员办理企业全程电子化登记。冒用他人身份证或网上冒用他人身份签名骗取登记的，支持被侵权人依法向公安机关举报，或向有管辖权的人民法院提起民事诉讼或直接向法院提起撤销登记的行政诉讼来保护其权利。登记机关应依据法院生效判决，或依被侵权人书面申请和公安机关处罚决定冒用的事实，对相关登记事项依法予以处理。

三、工作要求

(一) 强化组织领导。

各地要高度重视，充分认识企业登记全程电子化创新改革的重要意义，切实加强组织领导，周密安排部署，有计划、分阶段、稳步推进企业登记全程电子化工作。

(二) 加强沟通协调。

各地要积极协调，统筹调度，在当地党委政府的领导下，研究和制定实施方案，争取政策、资金、技术、人员等方面的支持，推动建立各部门参与、分工合作、互通互认、共享共用的联动机制，确保改革各项举措的有序开展、落地生根。

(三) 组织宣传培训。

各地要充分利用电视、报刊、网络等各种媒介做好舆情引导，广泛宣传企业登记全

ければならない。紙ベースのファイルがある場合は併せて移行する。データ接続ができない場合は、データ照会印を捺印済みの電子ファイルを印刷した文章を転送する。従来の登記機関は転送した既に移転した企業の電子ファイルデータも、トレース・照会を可能とするために保管し続けなければならない。移行し、受け取り済の電子ファイルは、真実で、信頼性があり、完全で、安全に信頼できるものでなければならない。

(四) 情報公示と信用監督管理の強化

1. 情報を遅滞無く公示する。登記の審査を経た企業に対し、登記機関は企業情報公示関連規定に基づき、企業基本情報と電子営業許可に対して、国家企業信用情報公示システムにて公示し、「インターネット+政务服务」に全面的に組み入れ、企業登記基本情報と電子営業許可の部門間における相互承認、情報共有を推進する。

2. 懲戒措置を強化する。全プロセス電子化登記の手續中において、虚偽の身分や虚偽の資料(文書)などを提供する等、悪意をもった行為に対し、法に則って処理し、あわせて関連人員の全プロセス電子化登記の手續を制限する。他人の身分証の不正利用、あるいはオンラインで他人の身分・署名を騙し取って登記を行った場合、被害者が法に則って公安機関まで通報すること、管轄地の人民法院まで民事訴訟を提起すること、直接法院まで抹消登記の行政訴訟を提起することを支持する。登記機関は法院の有効な判定、もしくは被害者の書面申請と公安機関の不正利用事実についての違反処罰認定に基づいて、その登記事項を処理する。

三、業務要求

(一) 組織指導の強化

各地は企業登記全プロセス電子化刷新改革の重要意義を、高度に重視し、十分に認識しなければならない。組織指導を強化し、厳密に部署を手配し、計画的に段階的に企業登記全プロセス電子化業務を穏やかに推進しなければならない。

(二) コミュニケーションと協調の強化

各地は積極的に協調し、総合的に企画しなければならない。当地党委政府の指導の下、実施プランを研究して制定し、政策、資金、技術、人員などの方面における支持を利用し、各部門の参与、分業協働、相互互認、共有共用の連動体制の構築を推進し、改革の各項措置の順序立った展開と、実行を確保しなければならない。

(三) 広告及び研修の組織

各地は、テレビ、新聞、インターネット等各種メディアを利用し、企業登記全プロセス電子化の利便性を広め、社会の共通認

<p>程电子化的便利性, 推动形成社会共识, 积极营造全社会了解改革、支持改革、参与改革的良好氛围。要加强对企业登记相关工作人员的业务培训, 帮助其全面掌握全程电子化登记业务流程、材料规范、操作规程, 为推进企业登记全程电子化工作打好基础。</p> <p>(四) 做好服务保障。</p> <p>各地要建立企业用户咨询机制, 鼓励和帮助企业使用企业全程电子化登记管理系统, 在电话、互联网、移动平台等咨询方式中, 统一服务口径, 及时解答和回应企业使用中遇到的问题。</p> <p>已经开展企业登记全程电子化试点的地方, 要做好试点成效评估, 完善工作方案和技术方案, 进一步提升服务水平, 全面推进此项工作。</p> <p style="text-align: right;">工商总局 2017年4月10日</p>	<p>識の形成を推進しなければならない。社会の改革への了解、改革の支持、改革の良好な雰囲気への参与を積極的に形成する。企業登記関連業務の人員に対する業務研修を強化し、全プロセス電子化登記業務プロセス、資料規範、操作規定を全面的に把握することを助け、企業登記全プロセス電子化業務を円滑に進めるための基礎を作らなければならない。</p> <p>(四) サービス保障の適切な実施</p> <p>各地は企業ユーザーの問い合わせ体制を確立し、企業が全プロセス電子化登記管理システムを使用することを奨励し、支援しなければならない。ホットラインやインターネット、移動プラットフォーム等の問い合わせ方式の中で、サービス範囲を統一し、企業が使用中に遭遇したトラブルに遅滞無く解答、対応しなければならない。</p> <p>企業登記全プロセス電子化パイロットを既に展開した地方は、パイロットの成果評価を実施し、業務プラン及び技術プランを完備し、さらにサービスレベルをさらに高め、業務を全面的に推進しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">工商総局 2017年4月10日</p>
--	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室